

令和 4 年度事業報告書

(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)

日本経済は、新型コロナウイルスワクチンの普及により、行動制限が緩和され経済活動の持ち直しがみられたものの、世界的なエネルギー価格・食料品・原材料の高騰などの影響によるインフレと、ウクライナ情勢の長期化が先進諸国の景気後退に波及し得ることから、企業業績等の下振れリスクに留意が必要な状況にあった。又、コロナ第 7・8 波の影響により個人消費も低迷し、依然として先行きが不透明な状況下が続いた。

一方、スポーツ界では、サッカーワールドカップが開催され、日本代表は惜しくもベスト 8 は逃したものの、強豪ドイツ、スペインを破り「ドーハの歓喜」を、そして WBC でも日本代表が米国を破り 14 年ぶり 3 度目の「世界一」を果たし、国民に感動を与え盛り上がりを見せた。

このような経済状況下、令和 4 年度税制改正では全宅連並びに全政連との連携のもと要望してきた「空き地・空き家」対策として、「低未利用地の譲渡所得 100 万円控除」が実現し、令和 5 年度税制改正では更なる活用の観点から、適用期限の延長と共に譲渡価格上限は 800 万円に引き上げられた。又、「相続 3,000 万円特別控除」についても適用期限の延長のほか、譲渡後に一定期間内の除却工事等を行った場合においても特例の対象とすべく要件が拡充された。

全宅連では、マイナンバーカードの普及など政府のデジタル化施策に対応し、電子契約システム「ハトサポサイン」、BtoB 機能を充実した「ハトサポ BB」、「宅地建物取引士 web 法定講習システム」の整備など業務のデジタル化を推進してきた。

当協会では、関係団体と協調し新入会員獲得に向けた新規入会費用の引き下げを実施し、新規会員獲得に努め実績を上げた。又、新型コロナウイルス感染症の影響等で、社会全体と不動産業界が激変する中、財政状態の強化に向けてもコスト削減など内部留保の積上げと、他団体に対応できる抜本的な組織改革を実施し、会員の拠り所となることを目的に活動した。

その他、役員会並びに研修会において積極的に web を活用した事業を実施し、関係団体と連携した活動の実施にて、消費者保護を第一に掲げた協会運営に取り組んだ。

令和 4 年度の個別の事業実施については以下のとおり。

I. 相談・情報提供事業

1. 不動産無料相談業務の実施

不動産取引に係る苦情相談等に対応するため、下記の業務等を実施した。

(1) 一般相談業務

通常の話電話相談等の他に、不動産無料相談所を岩手県不動産会館に設置し、毎週火曜日及び木曜日の午後 1 時から午後 3 時まで、相談員による一般消費者等に対する無料相談を実施した。

令和 4 年度の一般相談件数は 252 件（前年比 17.4%減）で、前年と同様に多岐にわたる相談が多く、1 件当たりの所要時間も増加傾向にあった。

主な案件として、重要事項説明違反の疑いのある相談や劣化や寒冷が原因により生じた付帯設備の修繕に関するものが寄せられた。

相談内容	相談件数
業者に関する相談	16
契約に関する相談	57
物件に関する相談	8
報酬に関する相談	4
借地・借家に関する相談	64
手付金に関する相談	4
税金に関する相談	5
ローン等に関する相談	2
登記に関する相談	8
業法・民法に関する相談	29
建築（建基法を含む）に関する相談	3
価格等に関する相談	4
国土法・都計法等に関する相談	1
その他	47
合計	252

(2) 苦情相談業務

令和4年度における苦情解決申出は0件であった。

(3) 岩手県不動産無料相談所 PR 事業

無料相談所の業務内容を新聞・協会ホームページ・会報により周知し、PR 活動を行った。

2. 情報提供事業の推進

当協会の事業及び物件情報の提供に努めるため、下記の業務を実施した。

(1) ホームページ、Eメール活用の推進

ホームページを利用して協会業務をPRした。ホームページは随時メンテナンスを実施し、最新情報を提供した。

また、法令改正等の情報提供は、利便性の向上と迅速化を図るためEメールを活用し会員に周知した。

(2) 「ハトマークサイト岩手」活用の推進

ホームページの中に物件情報一般公開サイト「ハトマークサイト岩手」を開設しており、一般消費者への物件情報の提供、会員業者の業務に対応した。

3. 広報業務の推進

広報流通委員会において編集方針及び企画立案・編集・校正等を行い、令和4年度も会報「イーハトーヴ」を4回発行し、会員・県・都道府県協会・関係団体等へ配布した。

また、ホームページで閲覧出来るようになっている。

イーハトーヴ第144号 … 令和4年4月1日 1,000部発行

イーハトーヴ第145号 … 令和4年7月1日 1,000部発行

イーハトーヴ第146号 … 令和4年10月1日 1,000部発行

イーハトーヴ第147号 … 令和5年1月1日 1,000部発行

4. 協会・ハトマークのPR活動

業界のイメージアップ及び協会のPRのため、本会のホームページ及び新聞広告等に

より、協会の事業・ハトマークのPRを実施した。

- (1) リトルリーグ東北連盟岩手県協会への協賛
第15回ハトマーク旗リトルリーグ野球大会に協賛してハトマークのPRを実施した。

- (2) 不動産フェア

不動産フェアについて、令和5年1月28日に二戸市主催のカシオペア不動産フェアに二戸支部が後援し開催した。また、令和4年9月22日岩手日報に広告を掲載してハトマークサイト及びハトマークのPRを実施するとともに、行政や関係各所との連携による空き家・空き地等の不動産無料相談会を開催した。

開催結果は次のとおりである。

開催年月日	支部	イベント名
4.8.7	盛岡	八幡平市主催「空家等無料相談会」
4.8.10～11	花巻	花巻市主催「空家等無料相談会」
4.11.13	花巻	遠野市主催「空き家相談会」
4.11.30	盛岡	盛岡市主催「相続と空き家の終活講座」
5.1.22	盛岡	八幡平市主催「空家等相談会」
5.2.4～5	奥州	奥州市主催「空き家等相談会」
5.2.11～12	奥州	奥州市主催「空き家等相談会」

Ⅱ. 人材育成事業

1. 研修業務の実施

消費者保護の高まりとともに消費者の意識が向上していくなか、これに的確に対応するとともに、不動産取引に係る紛争を予防する観点から、会員及びその従業員の資質の向上を図るため、研修会等を実施した。

- (1) 研修会等の開催

宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく研修会を会員及びその従業員並びに一般の方を対象に次のとおり実施した。

コロナ禍により、全宅連 web 研修受講の案内と web 配信による研修会の実施となり各支部においても独自の研修会を実施した。

- ① 本部主催研修会

第1回 令和4年7月21日(木)

Live 配信又は岩手県不動産会館にて受講(受講者87名)

「不動産広告の表示規約と同施行規則の主な改正点」

講師：公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

総括調査役 齋藤太郎氏

第2回 令和4年8月26日(金)

Live 配信又は岩手県不動産会館にて受講(受講者107名)

「重要事項説明書 見落としがちな生活関連施設の調査！」

講師：(株)ときそう 不動産鑑定士 吉野荘平氏

第3回 令和4年10月24日(月)

Live 配信又は岩手県不動産会館にて受講(受講者88名)

「フラット35 令和4年度制度変更のご案内」

講師：住宅金融支援機構東北支店 地域連携グループ 後藤良之氏

「適格請求書等保存方式の概要」

講師：盛岡税務署 上席国税調査官 大友邦之氏

第4回 令和4年12月12日(月)

Live配信(受講者146名)

「Ⅰ. 最近の重要事項説明に関するトラブル事例とその対応について」

「Ⅱ. 契約不適合責任と宅建業者の対応について」

講師:(一財)不動産適正取引推進機構 上席主任研究員 中戸康文氏

第5回 令和5年2月17日(金)

Live配信(受講者83名)

「ハトサポBB ハトサポサインの基本的な利用方法について」

講師:(公社)全国宅地建物取引業協会連合会職員 佐々木 洋 氏

〃

川島 大佑 氏

② 盛岡支部主催研修会

令和5年2月16日(木)

Live配信(受講者42名)

「冬期間によくあるトラブルQ&A」

講師:(有)岩手ハウスサービス 代表 安藤敏樹 氏

(有)盛南ホームサービス 代表 藤村和広 氏

③ 花巻支部主催研修会

開催実績なし

④ 北上支部主催研修会

令和4年6月8日(水)

Live配信(受講者10名)

「北上市の各種住宅関連施策」

講師:北上市都市整備部都市計画課 金子 氏

〃

八重樫 氏

⑤ 奥州支部主催研修会

令和5年1月24日(火)

水沢グランドホテル(受講者39名)

「県内反社会勢力の情勢及び暴力団排除条例について」

講師:岩手県奥州警察署 刑事課職員

⑥ 一関支部主催研修会

令和5年2月2日(木)

和風レストラン松竹(受講者31名 来賓5名)

「聞きたいこと…私が教えます!」

講師:一関市建設部参事 金今 進 氏

⑦ 久慈支部主催研修会

令和4年11月24日(水)

ロイヤルパークカワサキ(受講者15名)

「お客様とあなたの会社を守る～サイバー攻撃の恐怖と対策～」

講師:デジタルデータソリューション(株)セキュリティ事業部 豊泉歩氏

令和5年2月21日(火)

久慈ステーションホテル(受講者22名)

「空き家問題と低未利用地の利活用促進」全宅連 Web 研修動画視聴

⑧ 二戸支部主催研修会

開催実績なし

⑨ 沿岸支部主催研修会

開催実績なし

⑩ 気仙支部主催研修会

開催実績なし

(2) 新入会員研修会

専門業者としての知識と対応の周知徹底を図るため、web配信による新入会員及び既存会員の新入社員等を対象とした研修会を次のとおり実施した。

令和4年11月11日(金) Live配信(受講者16会員17名)

「新入会員の心構えについて」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 副会長 下河原勝

「宅建業者の調査説明義務について」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 研修委員長 藤村和広

「不動産広告の実務と規制について」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 研修委員 佐々木祐子

(3) 相談員研修会

岩手県不動産無料相談所の業務処理体制の確立及び相談担当者の関連知識の修得・向上を図ることを目的として相談員研修会を実施した。

令和4年8月5日(金) 岩手県不動産会館

「岩手県不動産無料相談所の運営と相談業務の基本姿勢と心構え」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 副会長 下河原勝

(4) 不動産業開業支援セミナー

現在不動産会社に勤めていて独立・開業したい方、他業種から不動産業に参入したい方へ向けたセミナーを開催した。

令和4年12月3日(土) マリオス187号室(受講者5組5名)

「開業に向けての準備について」

講師：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資第二課長 稲垣賢秀氏

「会員業務支援について」

講師：(株)東北宅建サポートセンター 係長 青木菜々子氏

全宅住宅ローン(株) 住宅ローン担当長 片野健太郎氏

「開業体験談」

講師：(株)ソラボ不動産 代表取締役 中島睦美氏

(5) 講師派遣

会員や他団体の要請により下記のとおり講師を派遣した。

令和4年10月7日(金) 伸和ハウス(株)水沢支店内

社員研修

「宅建業とコンプライアンス」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会

研修委員長

藤村和広

担当事務局職員

中村圭佑

令和5年2月15日(水) 岩手県立県民生活センター

岩手県立県民生活センター主催令和4年度消費生活相談員スキルアップセミナー

「最近の不動産トラブルの概要について」

講師：一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会

副会長兼相談業務委員長

下河原勝

担当事務局職員

中村圭佑

- (6) 関係団体主催研修会への役員等の派遣
一般財団法人不動産適正取引推進機構が主催する講演会のオンデマンド配信を担当事務局職員が受講した。

2. 宅地建物取引士法定講習会の実施

宅地建物取引業法第22条の2第2項及び同法施行規則第14条の17に基づく宅地建物取引士証の交付のための講習会を、講習実施団体として岩手県知事より指定を受け、国土交通大臣が定める講習の実施要領に基づき実施した。

- 第1回 令和4年6月21日(火) アートホテル盛岡
受講者数78名(更新67名、新規11名、他県登録者0名)
- 第2回 令和4年10月4日(火) アートホテル盛岡
受講者数90名(更新86名、新規1名、他県登録者3名)
- 第3回 令和4年10月25日(火) アートホテル盛岡
受講者数64名(更新60名、新規2名、他県登録者2名)
- 第4回 令和5年2月7日(火) アートホテル盛岡
受講者数75名(更新67名、新規6名、他県登録者2名)

Ⅲ. その他の事業

1. 不動産関係法令等の新設・改正への対応(調査研究政策提言活動・会員支援)

全宅連において以下のとおり対応し、随時ホームページやメール配信等を活用し会員に周知した。

- (1) 土地住宅税制及び政策提言活動の実施
公正かつ自由な経済活動の促進及び国民の住生活向上並びに国土の健全な利用・整備の促進等の観点から、関係各方面に土地住宅税制及び各種政策提言活動を実施した。
- (2) 既存住宅市場の環境整備及び流通活性化等への対応
良質な既存住宅を安全・安心して取引できる市場環境の整備及び流通活性化を促進するため、既存住宅インスペクション、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報制度の活用促進、各検査制度において実施されている検査の合理化、空き家の有効活用の推進等、良質な住宅ストック市場の環境整備・流通活性化等及び地方創生等を踏まえた諸施策に対して、引き続き提言活動を行った。
- (3) 賃貸住宅の管理業務等の適正化法の運用に向けた対応
良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」について、令和4年6月にガイドラインの一部改正が行われたことをはじめ、各改正について周知啓発を行った。
また、健全な賃貸住宅市場の形成を図る観点から、賃貸の媒介に係る報酬規程の見直しについて提言等を行った。
- (4) 各種制度改善に係る提言活動
国民生活の安定、地域社会の発展、健全な国土の利用等を図る観点から、不動産の取引や流通を促進させるうえで弊害となっている各種制度について、制度改善に係る提言を関係官庁に対し行った。
- ① 所有者不明土地に係る対応
令和5年4月27日に「相続土地国庫帰属制度」が施行される。
- ② 借地借家制度の改善等
- ③ 各種土地利用規制(都市計画法、農地法等)の運用改善等

- ④ 民法（物件法、相続法）等各種法令改正に係る対応
令和5年4月1日に「土地・建物に特化した財産管理制度の創設」「共有制度の見直し」「遺産分割に関する新たなルールの導入」「相隣関係の見直し」が行われる。
- (5) 大規模災害に備えた賃貸住宅の供給体制等に係る環境整備の検討
災害大国である我が国の特性に鑑み、大規模災害に備えた賃貸住宅に係る情報提供、供給体制の構築のための環境整備について検討することとした。
- (6) 土地住宅政策調査研究業務
土地住宅税制改正及び政策提言活動に係る基礎資料、バックデータ構築のため、不動産総合研究所との連携のもと実態調査を行い、政策提言活動に利活用した。
なお、国土交通省の依頼に基づき、令和5年度税制改正要望の参考とするため、不動産取引に係る実態調査等や国土交通省において宅地建物取引業法に規定する「建物状況調査」の実態を把握するための調査に協力した。
- (7) 反社会勢力排除等に係る取り組み
不動産取引に関し反社会的勢力が関与しない安全・安心な取引の実現に向け、警察庁及び国土交通省等と連携しつつ業界各団体と共同して、反社会勢力排除のための各活動を行うほか、犯罪収益移転防止法の改正によるマネー・ローンダリング規制の強化等に対応するため、今年度国土交通省において「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン案」が公表され、意見具申を行った。
- (8) 一般消費者への不動産税制等の啓発活動の実施
不動産税制の知識啓発のため、一般消費者の利益の保護、公正な経済活動の確保、国民生活の安定を図る観点から、不動産税制の解説本「あなたの不動産税金は」を作成し、広く頒布した。
- (9) 税制改正関連法令周知の実施
毎年発表される、政府の「税制改正大綱」の概要に関するパンフレットを制作し、全宅連サイトにて広く周知するとともに、都道府県協会に対し配布した。
- (10) 不動産契約書及び重要事項説明書書式に係る無料電話相談の実施
法律改正等による不動産取引に係る高度化・複雑化に伴い、トラブル防止の観点から実務家による電話相談を実施した。
- (11) 不動産業の異業種参入等に対する対応
各種金融機関、大手流通会社等、異業種からの不動産業参入問題について、その動向を注視するとともに、必要に応じて中小宅建業者の事業分野を確保するための検討・提言等を行った。
その他、不動産流通の促進及び適正な不動産取引の実現並びに不動産取引における各種問題について、必要な施策について関係官庁に対して提言を行った。
- (12) 宅建業者及び宅建士の業務等のあり方に係る検討
昨今の宅建業法改正や既存住宅流通活性化等に対応するため、宅建業者の業務や報酬のあり方及び宅建士の役割の充実等について関係団体と連携を図りながら検討等を行った。
- (13) 不動産法務に関する電話法律相談の実施
不動産法務に関する各種相談等に対応するため、都道府県協会会員を対象に弁護士による無料電話法律相談を実施している。
- (14) 全宅連策定書式等の充実
全宅連策定書式について、宅建業法改正に伴う重要事項説明等への項目追加や関係

法令の新設・改正に即応するとともに、会員ニーズを捉えた実務的な書式となるよう、適宜メンテナンスを行った。

また、全宅連策定書式である売買契約書の解説書として発刊している「わかりやすい売買契約書の書き方」について、令和4年5月に施行された改正宅地建物取引業法を盛り込んだ内容に改訂を行い頒布し、あわせて「わかりやすい重要事項説明書の書き方」についても、改訂を行い令和4年11月に頒布を行った。

さらに、都道府県協会会員の業務上の利便向上と安心・安全な取引推進を図るため、東京都宅建協同組合から提供を受けた特約・容認事項文例集のデータを活用するとともに、都道府県協会と連携を図りながら、売買及び賃貸借契約に係る特約事項の充実を図り、会員宅建業者に提供した。

(15) 電子契約システム（ハトサポサイン）の提供

政府のDX（デジタルトランスフォーメーション）化推進による宅建業法改正（重説・契約書等の押印見直し・電子交付可）に対応するために各種書式の改訂を行った。また、令和4年5月からの改正宅建業法施行に併せて国土交通省不動産課より示された「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」を踏まえて、本会においても「不動産の電子取引に係る実施マニュアル」を作成し、周知を図った。

また、実務における電子契約をわかりやすく解説することを目的に、人材育成委員会と共管にて解説動画の制作を行い、実務セミナー「デジタル社会のIT重説と電子契約～便利に活用ハトサポサイン～」の動画の配信が令和4年11月15日より開始された。

さらに、情報提供委員会と連携のもと、電子契約システム「ハトサポサイン」の稼働を支援している。

(16) デジタル化に係る対応

デジタル化対応の一環として、電子契約システム「ハトサポサイン」と連動した価格査定システム、Webを活用した相談受付体制の構築の検討、重説・契約書の解説書電子化の検討等を行った。

2. 不動産流通機構の活性化対策

当協会は、国土交通大臣指定「公益財団法人東日本不動産流通機構」サブセンター全宅連東日本地区指定流通機構協議会の構成団体として以下の事業を実施した。

(1) レインズ活用の促進

令和4年度における岩手レインズ利用件数等は下記のとおり。

また、新入会員にはレインズ操作マニュアル基本編（ログインの仕方）を配布した。

レインズ登録物件種別一覧表

種別		登録物件数
売買物件	土地	1,206
	戸建	1,057
	マンション	386
	住宅以外建物全部	129
	住宅以外建物一部	12
売買物件合計		2,790
賃貸物件	土地	13
	戸建	110

レインズ入力別集計表

項目	アクセス件数
登録	3,932
変更	1,987
成約	696
削除	2,490
更新	13,237
凶面登録	0
検索	50,755
物件詳細検索	35,056

	マンション	806
	住宅以外建物全部	20
	住宅以外建物一部	193
	賃貸物件合計	1,142
	総合計	3,932

成約検索	11,979
成約詳細検索	3,146
図面取得	40,324
成約図面取得	2,908
日報検索	0
会員検索	45
合計	166,555

(2) 登録会員への対応

令和4年1月より4機構統合システムが稼働されている
また、有料で行っている代行登録の依頼は0件だった。

3. 賃貸借媒介・管理業務等への対応

多くの会員が賃貸業務を行っており賃貸借媒介・管理業務等の重要性を踏まえ以下の事業を積極的に実施した。

(1) 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の入会促進

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会（通称：全宅管理）の入会促進のため、入会案内の配布及び広報掲載等により会員の募集活動を展開した。
令和4年度末現在の会員数は55名である。

(2) 賃貸住宅管理業法等制度の周知

広報誌、ホームページ、Eメール等により会員に周知した。

4. 諸規程の見直し

令和4年度は、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の新設を行った。

5. 信頼産業化対策

消費者に信頼され又事故皆無を目標に下記の業務を実施した。

(1) 入会業務

入会業務は、入会事務手順マニュアルに基づいて厳正に行い、優良な業者の入会に努めると共に取引事故の恐れのある者、当協会の名誉を損なう恐れのある者等不良業者の排除に努めた。

なお、令和4年度の入会者数は次のとおりである。

正会員	…………	10名	(会員権承継1社含む)
準会員	…………	10名	
合計	…………	20名	

(2) 指導業務

① 不動産広告相談業務

会員業者からの不動産の公正競争規約等に関する相談に対応した。
令和4年度の相談件数は10件である。

② 不動産広告審査業務

会員業者が作成した不動産広告について、不動産の公正競争規約に抵触するか否か調査を実施した。

令和4年度の違反広告は0件である。

(3) 書籍等の配布

会員業者の資質の向上を図るため、以下の書籍等を配布した。

- ① 「令和 4 年度版 あなたの不動産、税金は」
- ② 「最新わかりやすい不動産法令改正集 2022 年度版」
- ③ 「新・不動産の公正競争規約」
- ④ 「不動産広告のハンドブック」
- ⑤ 「不動産流通業界で働く人の実践！コンプライアンス改訂版」

6. 各種教育研修制度の活用

(1) 実務教育研修（通信教育講座）の活用

傘下会員業者が地域に密着した生活関連トータルサービス業者として発展することにより経営基盤を強化していくため、全宅連教育研修体系に基づき会員及び新入会員等に対する通信教育講座の募集活動を積極的に行った。

令和 4 年度の不動産キャリアパーソン講座の申込者数は 31 名である。

(2) 登録講習制度の周知

宅地建物取引士資格試験において科目の一部免除が受けられる「登録講習制度」を情報誌等により PR した。

7. 公共事業用地取得業務と宅地建物取引業との提携協力に関する制度の確立の推進

(1) 国土交通省東北地方整備局との代替地提携業務

- ① 三陸国道事務所
今年度は依頼がなかった。
- ② 岩手河川国道事務所
今年度は依頼がなかった。

(2) 岩手県との代替地業務提携並びに県内各市町村との業務提携の推進

- ① 岩手県との代替地提携業務
今年度は依頼がなかった。
- ② 県内各市町村との業務提携の推進
今年度の業務提携はなかった。

8. 公的団体等の所有する物件の売却に伴う協力

岩手県等が所有する物件売却の依頼を受けて、情報誌により会員に通知して協力した。

9. 全宅住宅ローン、宅建ファミリー共済の活用

(1) 会員の業務支援のため全宅住宅ローンについて、情報誌等により周知・PR を行った。

令和 3 年度に比べ令和 4 年度の融資実行件数は 1 件減の 12 件、融資総額は 2,903 万円増の 3 億 817 万円となった。

(2) 宅建ファミリー共済制度

会員の業務支援のため宅建ファミリー共済制度（賃貸入居者向けの共済制度）について、情報誌等により周知・PR し、代理店の募集活動を展開した。

令和 4 年度末現在の代理店数は 76 社である。

10. 関係諸機関との連絡協調

令和 5 年 1 月 13 日、盛岡市等と町内会や自治会加入促進へ連携する協定を締結した。

11. 既存住宅インスペクション・空き家の有効活用の推進

(1) 既存住宅インスペクションの推進

既存住宅インスペクションについて情報誌等で周知するとともに、会員からの問い合わせ等に対応した。

(2) 空き家の有効活用の推進

空き家対策について、各市町村と協定を締結し、空き家の有効活用の推進に努めた。令和4年度の新たな空き家バンクに関する協定の締結はなく、現在協定を締結している市町村は下記のとおり。

盛岡市	盛岡市空き家等バンク制度運用に関する協定書（平成24年12月7日）
一関市	一関市空き家バンク事業の仲介業務に関する協定書（平成25年5月14日）
宮古市	宮古市空き家バンク事業の仲介業務に関する協定書（平成28年5月2日）
釜石市	釜石市空き家バンク事業の仲介業務に関する協定書（平成28年7月11日）
久慈市	久慈市協定空き家情報登録制度の仲介業務に関する協定書（平成28年6月15日）
北上市	北上市空き家バンク事業の媒介業務に関する協定書（平成28年7月29日）
普代村	普代村空き家情報登録制度の仲介業務に関する協定書（平成30年3月29日）
花巻市	花巻市における空き家等対策に関する連携協定書（平成30年5月21日）
奥州市	奥州市空き家対策の推進に関する協定締結書（平成30年7月31日）
八幡平市	八幡平市における空き家等の対策に関する協定書（平成30年12月26日）
平泉町	平泉町空き家・空き地バンクの仲介業務に関する協定書（平成31年3月26日）
滝沢市	滝沢市との空家等対策の推進に関する協定（令和2年10月16日）
二戸市	空き家の利活用の推進に関する協定書（令和3年3月29日）

12. 一般社団法人から公益社団法人への移行に関する検討

全宅連より公益社団法人に移行するよう要請されており、他県協会の移行状況等調査した。

13. 会員支援事業の推進

(1) 宅地建物取引士賠償責任保険制度

宅地建物取引士の「重要事項の説明、契約書等の書面の交付」に基づき、交付した書面に対しての法律上の損害賠償請求を受けたときに、法律上負担する損害賠償金、裁判費用、弁護士費用等に対応するための保険制度について、情報誌等により加入者の募集活動を展開した。

令和4年度末現在の加入者総数は507名である。

(2) 表彰・見舞金等

2年ぶりに定時総会において永年会員表彰を実施し、81会員を表彰した。

また、慶弔見舞金規程に基づき、弔慰金等を支給した。

14. 自然災害に関する対応

一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会より地価調査(特に沿岸部)の協力要請があり、会員に周知して協力した。

15. 安心R住宅事業の推進

平成30年10月1日より「全宅連安心R住宅」制度が開始され、この制度の周知・登

録受付事務等を実施している。また、更なる安心R住宅制度の活用・普及の促進を図ることを目的に運営規約の見直しを行い、令和3年11月25日より施行され会員へ周知した。令和4年度末現在の登録会員数は、2社である。

16. 「ハトマークグループビジョンいわて」の実現に向けた取り組み

令和元年度「ハトマークグループビジョンいわて」を策定。ビジョンの実現へ向けた取り組みを引き続き実施している。

17. 協会の組織改革の実施

令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響やその後に来る激変する社会及び業界並びに他団体に対応できる組織固めを行い、会員の拠り所となることを目的として、協会の内部留保を確保するための抜本的な組織改革を行うため「会員の負担増とならない組織強化」を目指した組織改革を決議し、令和3年度より実施している。

18. Web会議システムの活用

令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、いわゆる3つの密（密閉・密集・密接）を避けるためにweb会議システム「Zoom（ズーム）」を導入した。令和4年度も研修業務に関する事業はLive配信にて実施。理事会、正副会長会等においてもZoom参加を可能とし、移動時間の節減と移動に伴うリスクの軽減につながっている。